令和８年度第１回文京区公契約審議会　議事概要

日　時：令和８年８月７日（金）午前10時から午後0時まで
場　所：文京シビックセンター15階　入札室
出席者
（委　員）　礒崎初仁、檜垣佳代、山口巖、二木玲子、山内裕之、太田至豪
（事務局）　竹田弘一総務部長、木口正和総務部契約管財課長、内田洋子総務部契約管財課主査、
　　佐久間英一総務部契約管財課契約係長
傍聴者：２人

１ 開会

○契約管財課長　それでは、皆様おはようございます。

令和８年度第１回文京区公契約審議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、皆様は任期の最初の会議ということでございますので、今日の会議で会長が選出されるまでの間につきましては、私、文京区総務部契約管財課長の木口が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の定足数ですが、文京区公契約条例施行規則第８条第２項に規定されておりまして、今日は委員の皆様は全員ご出席でございますので、会議を進めさせていただきます。

また、同じ規則の８条第４項によりまして、この会議を公開することとなっておりますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

２ 委嘱

（委嘱状の交付）

○契約管財課長　それでは、続きまして総務部長から一言ご挨拶申し上げます。

○総務部長　改めまして、総務部長の竹田と申します。よろしくお願いいたします。

本来でしたら成澤区長から委嘱状をお渡しするところでございますが、公務の都合ということで私からお渡しさせていただきました。

また、委員の皆様におかれましては、この公契約審議会の委員にご就任いただき、ありがとうございます。委員の任期は２か年ということであります。

ご案内のとおり文京区の公契約審議会につきましては、ちょうど２年前からありまして、今年で３年目ということで、委員の皆様におかれましては、引き続きの方もいらっしゃれば、今回初めての方もいらっしゃいます。文京区のこの公契約審議会で毎回、貴重で活発なご意見を

いただいているところでございます。

文京区は、第１回目、第２回目の２か年の実績などを見てみると、どちらかというと全般的には少し低めの額で落ち着いてきたところがございます。

今回は３回目ということもありますので、改めて事務局からも、いろいろご相談させていただければと思いますが、スケジュールなどについても少し見直しをさせていただけないかと考えておりますので、そういったところで23区の中でもふさわしい金額などに折り合っていければ、こちらとしてもいいのかなと思っておりますので、委員の皆様方それぞれのお立場があると思いますけれども、活発なご議論をいただきまして、実りある成果が得られるようによろしくお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○契約管財課長　次に、本日は、この任期で第１回目ということで、委員の皆様にそれぞれ一言、自己紹介をお願いできればと思います。

（各委員自己紹介）

（事務局自己紹介）

３ 文京区公契約審議会の会長･職務代理者の選出

○契約管財課長　続きまして、次第のほうをご覧いただきまして、３番の、この審議会の会長と職務代理者の選出を行ってまいります。

公契約条例施行規則の第７条１項の規定によりまして、会長は委員の互選により定めることとされております。また、職務代理につきましては同第７条３項によりまして、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するとされております。

つきましては、まず会長についてですけれども、立候補若しくは適任と思われる方のご推薦がございましたら挙手をお願いいたします。

はい、檜垣委員お願いします。

○檜垣委員　地方自治論や行政学のご専門の、前期も務められました礒崎委員を推薦いたします。

○契約管財課長　ありがとうございます。

ただいま、檜垣委員から礒崎委員について推薦がございましたが、他にご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にないようでございますので、礒崎委員に会長をお願いしたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

（拍手）

○契約管財課長　それでは、会長は礒崎委員に決定いたしました。

それでは、礒崎会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長　礒崎でございます。私は力不足ではございますが、精いっぱい努めさせていただければと思います。

この審議会も非常に具体的な労働賃金などに関わる判断をしていくということで、非常に責任が重いところがあろうかと思います。

それから近年、最近では非常に最低賃金なども非常に高くなっております。様々なニュースでも、給与の引上げ等が話題になっておりまして、そういう社会的な変動が大きい時期に、この２年間を我々が対応するということで、非常に責任の重さも感じているところでございます。

微力ではございますが、皆様のご指導、ご協力をいただきまして進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○契約管財課長　ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、礒崎会長に引継ぎをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長　はい。承知いたしました。

それでは、次に、職務代理者の選出が必要になります。先ほどもご紹介いただきましたが、規則第７条第３項の規定によりますと、会長があらかじめ指名するということだそうでございます。私からでございまして僭越ではございますが、社会保険労務士としての専門性、専門知識をお持ちで、かつ今のお話をお聞きすると、労使の両方の視点、経験をお持ちだということで、檜垣委員にぜひお願いできればと思いますが、よろしゅうございますか。

（拍手）

○会長　では、檜垣委員、よろしくお願いいたします。

それでは、一言ご挨拶をいただければと思います。

○檜垣委員　私は、今回から参加させていただくことになっておりますけれども、できれば今回勉強させていただく気持ちでこちらに参加させていただくことと同時に、この先色々な視点で改善できるようなものがありましたら、支部のほうに持ち帰って、そこを社労士として何かできることはないかというものも吸い取らせていただいて、活用させていただいて、皆さんに何か還元できるような方向で持ち帰るという宿命も受けておりますので、何とぞよろしくお願

いいたします。

○会長　それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を開始するに当たりまして、まず、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○契約管財課長　それでは、まずお手元に次第を中心に資料がございまして、１枚おめくりいただきますと資料第１号ということで本審議会の委員名簿がございます。

資料第２号といたしまして、後ほどご説明します公契約条例の運用状況についてでございます。資料第３号が、スケジュールです。

あと資料第４号として令和９年度の労働報酬下限額の考え方等についてということで、今年度の審議に向けての考え方と、これについては別紙が１から８までとなります。

さらに、参考資料といたしまして、中東情勢に係る影響とエネルギー等の動向というものと、公契約条例と施行規則、昨年度の答申の写しをご用意しております。

また本日、山内委員と太田委員とそれぞれから意見書を頂戴しておりますので、そちらについては本日机上に配付しております。

資料のご説明は以上です。

○会長　ありがとうございました。

欠落等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿いまして順次進めさせていただければというふうに思います。

４ 諮問

○会長　次第の４になりますが、諮問につきまして、これも事務局からお願いいたします。

○契約管財課長　それでは、諮問書についてでございますけれども、区長のほうから預かっておりますので、総務部長から会長にお渡しさせていただきたく存じます。

それでは、総務部長、お願いいたします。

○総務部長　改めまして、総務部長の竹田です。

昨年度の会議では、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

区長から諮問書を預かってまいりましたので、私から手交させていただきたいと思います。

（会長に諮問書を交付）

○会長　ありがとうございました。

ただいま、令和９年度労働報酬下限額について諮問書をいただきましたので、これから諮問の内容について審議してまいりたいというふうに思います。

５ 報告 公契約条例の運用状況について

○会長　次第の５、報告に入りたいと存じます。

事務局からご説明をお願いいたします。

○契約管財課長　それでは、資料第２号をご覧ください。

公契約条例の運用状況についてでございます。本区につきましては、令和７年度からこの公契約条例が全面施行されまして、具体的な運用が始まったところでございます。直近の運用状況のご説明になります。

まず一番として、周知等の取組ということで、区のホームページにおきまして情報提供をしております。特に、実際公契約条例が適用される入札の案件につきましては、事前にその旨を入札公告などに記載して公契約条例の適用の部分を周知したりしているところでございます。

また、具体的な条例の内容を解説した手引きを令和７年度も作成しておりますが、微修正をして令和８年度用をホームページに載せているところでございます。

また、対象となる事業者の方、あるいは従事する労働者の皆さんに周知するためのチラシを作成いたしまして、受託者の方にお送り等しているところです。

あわせまして、Ａ４サイズで、10枚ぐらいに切れるＱＲコードつき周知カードを用意しておりまして、ＱＲコードを読み込めば区のホームページに飛んでいくといったような周知カードもホームページでも載せていますし、あと、区の職員が現地確認に行った際に受託者の方にも情報提供を依頼したりもしています。

その他ということで今、基本的な一番ポイントになるのは、この公契約を受注した受注者皆様方から、報告書の提出状況の内容確認ということで、いわゆるアンケートのようなものですけれども、公契約条例の趣旨にのっとって対応していますかといった事項のチェックをするようなものです。三つ目の点でございますけれども、報告書提出事業者の中から抽出した事業者の方に対して、区の職員が現場を拝見して、現場での公契約条例の周知の状況、チラシが貼ってあるかですとか、そういった環境的なところと、実際に職員の方に少し状況をヒアリングしたりして現場の確認をしているところです。現在10件ほど現地確認対応したところでございます。

具体的な適用件数ですけれども、そもそも対象となるものが、まず大きく一つ目は、予定価

格が１億円以上の工事又は製造の請負契約ということで、こちらが７月25日時点で28件ございます。

また、いわゆる委託契約などで対象となるものが、予定価格が1,000万円以上でして、あと清掃、警備、その他こちらに例示列挙されたものが対象となります。こちらが、７月25日時点では129件ということで昨年度より若干多い状況です。

あと指定管理協定です。こちらについては、今年度から、１件新たに適用されていますが、指定管理協定自体は全部で16協定ありますが、なぜ１協定だけかと言いますと、令和７年度から条例が全面的に施行されまして、条例が施行されてから選定を行った指定管理者から適用するというような運用をしておりますので、この１件というのは、ちょうど令和７年度に選定を行いまして、令和８年度から新たな指定管理期間で１年目であり、公契約条例が適用されているということで１件となってございます。

裏面をご覧ください。

今、少し申し上げましたアンケートの報告書でございますけれども、提出のタイミングといたしましては、基本的には単年度契約のものについては２回を想定しておりまして、まず１回目は最初に報酬を支払った月の翌月10日までというタイミングと、２回目は契約満了の約１か月前というのが基本でございます。

また、複数年契約などにつきましては、１回目と最終回は同じですけれども、複数年の場合は２回目以降、各年度の終了後４月末までというところをルールとしております。

こちらについては、全部で137件の提出をいただいたところでございます。

運用状況は以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

ただいま、資料第２号についてご説明いただきました。この件について何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

前期の審議会においても、この条例とか、それから個々の契約上の遵守すべき事項、こういったものの周知がとても大事ですねということが何度か出たことを記憶しておりますが、それにそうした趣旨も含めて、非常にきめ細かく周知、あるいは運用状況の確認をしてもらっているということだったかと思います。

ご質問、ご確認等ございませんでしょうか。

○委員　この周知の取組の（３）、（４）のところなのですが、あくまでも現地確認の際ということで抽出した10件に関して配付をしているということでよろしいでしょうか。

○契約管財課長　直接配付するのは、今おっしゃったとおりですが、それ以外に、ホームページに掲載しておりますので、チラシなどは入手できるような仕組みにはしております。

○委員　これに関連しまして、４番のＱＲコードですけど、私も読み込ませていただきましたが、区のホームページにリンクするということですが、お隣の台東区の運用状況ですと、そこで直接、職種別の最低賃金が出てくる等、いわゆる一般的なことが書いてあるところではなくて、労働者向けのページが作られています。新宿区ですとか幾つかの区でそういった先行例がありますので、ぜひ取り入れていただければと思います。

○契約管財課長　より分かりやすい工夫をしている自治体の、例示していただきましたが、我々もそういった他の自治体を研究して、広報の工夫について考えてまいります。

○委員　よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。

今の点をご検討いただくということでお願いしたいと思います。

ほかの委員から何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、報告は以上にしたいと存じます。

６ 議事

(1)令和8年度審議会スケジュールについて

○会長　次に、次第の６になりますが、議事でございます。

まず、（１）の令和８年度審議会スケジュールについてということでございます。これについても事務局からご説明をお願いいたします。

○契約管財課長　それでは、資料第３号をご覧ください。向きが横に変わります。

今年度のスケジュール予定ということでお示ししているものでございます。

まず、我々の公契約審議会につきましては、３回を想定しております。

予算事務関係ですとか、契約事務関係というのは、大きく昨年度とは変わっておらず、予算は９月から見積書作成などの事務が始まり、契約事務関係というのは年明けの１月中旬以降、特に４月１日からの契約がスタートするものの準備期間が始まります。

また、その他の予定としては、ちょうど７月の終わりに、まず全国の最低賃金の目安が示されまして、東京についてはつい先日、地域別の最低賃金が示されたところでございますが、今後、８月中に国の人事院勧告が予定されており、10月には特別区の人事委員会勧告が出されま

して、11月の終わりに人事委員会勧告を踏まえて最終的に特別区の中で妥結するタイミングは11月下旬ということで、また年明け１月下旬に区の予算プレス発表というところは、大きくは例年と変わらないところです。

今回、事務局から一部変更のご提案をいたしたいところがありまして、公契約審議会の第３回目の時期でございます。

こちらは、過去２回は、おおむね10月下旬から11月上旬にかけて行われてきたところでございますが、今回については、およそ１か月少し後ろ倒しにさせていただければというところでご提案するものでございます。具体的には12月中下旬ということで、こちらの趣旨といたしましては、本審議会の、特に委託などの労働報酬下限額を審議するに当たっては、条例に最低賃金、その他公的機関が定める基準を勘案するとありますので、最低賃金をベースに審議することは変わらないところなのですが、その一方で、冒頭、竹田部長の挨拶でも触れられておりましたが、特別区の中で今、条例を制定する区も増えてきて、下限額を設定する区も増えてくる中で、特別区の他区の下限額についても一定少し意識して、参考にしながらやっていければと考えております。特別区の一つ目安として、平均なども少し見据えながら議論できればというところもありまして、ただ、特別区の全ての金額が出そろうのはもっと先ですので全てを見定めることはできないのですが、他区の審議の状況、あるいは11月下旬に特別区人事委員会で最終的に妥結された内容なども踏まえながら、第２回目の議論に加えて最後ご審議できればというところもありまして、時期をおおむね１か月後ろ倒しにできないかというご提案でございます。

資料３号のご説明は以上です。

○会長　ありがとうございました。

ただいま、事務局から資料第３号のスケジュールについてのご説明がありました。

これについて、ご質問、ご意見等、頂戴できればというふうに思います。いかがでしょうか。

スケジュールの設定は、前期もいろいろとちょっと模索しながら進めてきたというところがあるかと思います。時期的に様々な条件を加味しつつ、でも対応に遅れがないようにということで、前期も苦労したことを記憶しておりますが、今年度のスケジュールについて、このような提案がございました。

ご意見はございませんか、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員　昨年までの議論の経過でいくと、８月末までにまずは見込額を決め、その上で、各社見積りを取った上で予算化していくというスケジュールがあるので、８月末までには概算を決

めたいということで理解しておりますけど、この後、各区の中で一番下だったり下から何番目だったりあったと思いますが、これは12月頃に、周りの区の状況が相当出てきます。若しくは、その勘案基準である特別区の人事委員会勧告の妥結があって、おおむね、ほかの区も見えてくるのかなと思うのですが、そこで大幅に変わるということは、あり得るのでしょうか。もしあり得るとしたら、第２回のところはもう計算式まであらかじめこのぐらいでやると決まっている中で、８月末を守る必要があるのかというところがあるので、ご意見いただきたいと思います。

○会長　事務局からお願いします。

○契約管財課長　８月末の見込額をご審議していただく流れは維持させていただきたいと思いまして、ただ、見込額と第３回の金額が少し大きくぶれる可能性は全くゼロじゃなくなりますので、これはまた別のご相談になりますが、第２回の見込額の出し方を、今までのように、決め打ちではなく、例えば数十円とか幅を持たせて、見込額をご審議いただいて、我々は審議いただいた金額の範囲で一旦予算手続は対応して、最終的には第３回で正式にお決めいただければ、予算上の課題というのはある程度解決できるのではないかなと思っているところです。

　今までのやり方も一定遵守しつつ、少し、他区の動きを見るという両方の要素を何とか盛り込めないかということでのご提案でございます。

○委員　ありがとうございました。

○会長　次回の第２回で決定する見込額というのは数十円の幅を持たせるということでしょうか。

○契約管財課長　最終的には次回のご議論の結果でよろしいと思うのですが、イメージとしては数十円の幅が一つの目安としてありますけれども、実際のご議論の中で、もう少し差が開く場合も可能性はゼロではないと思います。一つの目安として、数十円というのはあると思っております。

○会長　ありがとうございます。

　それで庁内に周知して、予算編成には幅があっても対応はできそうでしょうか。

○契約管財課長　ご審議いただいた幅の中で、最後、高いほうでやるか真ん中でやるか、そこは我々のほうで選ばせてやらせていただければ予算編成には影響はなく、第３回の答申で金額が多少ぶれても対応は可能というところは、財政当局とも調整済みでございます。

○会長　ありがとうございます。

　第２回が８月末ということで結構早い時期に見込額が決まるということは、結構、我々の手

を縛る部分がございましたので、幅を持たせていただけると少し我々の審議もしやすくなるかなと思います。それと第３回に確定するというやり方ですと、少しスムーズかなと確かに思いました。ほかにいかがでしょうか。

○委員　スケジュールでお伺いしたかったのですが、特別区人事委員会勧告が妥結するのは11月で、そこからが区の方々が給料の予算が立てられるということだったのですが、公契約の８月末までに決めないと予算が立たないところは、同じ人件費の中で、３か月差があるのはどういう流れでこうなっているのでしょうか。

○総務部長　我々職員の人件費については、予算の規模というのは全職員ということでかなり大きなパイになっていまして、例えば人事委員会勧告で、上げ幅が非常に大きい形で最終的に妥結したとなりますと、当然その分というのは、当初予算の中では賄えなくて、最終的にそれは大体補正予算で対応するのが一般的になっています。当初予算に収まる範囲内であればそのまま行きますし、収まらない場合は、例えばここ数年だと毎年のように上げ幅が大きいので、その辺りは適宜補正予算で対応するということになります。

また、それ以外、例えば委託予算については、最終的に上げ幅が、例えば今回でいけば、他の自治体の動きがある程度見えてきた中で、第２回と第３回で数十円程度金額が変更になった場合、予算に収まる範囲であればいいですし、逆に収まらないようであれば、年度途中に流用なり補正なりという形で対応していく形になるのだろうと思います。

そういった意味で、事務を効率的に進める必要性もありますので、職員の人件費については大きくぶれが生じた場合はある程度の補正予算やむなしという考えがありますけれども、委託費などについては、可能であれば当初予算で調整できればありがたいと思っているので、こういった形で考えてはいるところです。

ただ、最終的に今回の公契約条例は先ほど課長からもありましたけれども、基本的には最低賃金をベースとしていろんな状況を勘案して定めるという話になっていて、この人事委員会勧告に必ずしも全て引っ張られるものではないといったところもありますから、そこはまた状況を見ながらの判断になろうと思いますけれども、いずれにしても、人件費と違って委託費などについては各区がそれぞれの受託事業者から見積りを徴収しますので、引き続き、最後の第３回答申までの段階で必要があれば調整していくという形で考えているところです。

○委員　今おっしゃっていた補正予算は、令和８年度の補正予算のお話ですか。令和９年度はどうでしょうか。

○総務部長　令和９年度の補正予算です。

○委員　令和９年度の当初予算に組みつつも、並行して補正予算で組むということでしょうか。
○総務部長　同時補正というよりも人事委員会勧告のことでいきますと、その後の職員数の確定、実際に職員数が何人なのかによって予算のぶれも生じてきますから、通常実務的な観点でいくと９月補正とか２月補正とかで必要な対応をしているものとは認識しています。
○委員　令和９年度の当初予算に盛り込むためには、やはりこの人事委員会勧告のところまで待っているとできないということですか。
○総務部長　そうですね。
○委員　分かりました。ありがとうございます。
○会長　それでは、ほかにございませんでしょうか。スケジュールについてです。
○委員　この第２回が８月の末で第３回が12月中旬ですか、今までより少し期間が長いような感じですが、その間は、我々委員に対しては、時々状況のアナウンスのようなものはいただけるのでしょうか。
○契約管財課長　今おっしゃったように間が空きますが、その間に少し動きもありますので、新たな情報について何らかの形での資料をご提供させていただく等、特に第２回の審議の状況なども踏まえまして、何か対応を考えたいと思います。
○委員　はい、分かりました。
○会長　それでは、スケジュールは原案のように進め、ただ、第２回の見込額というのを、少し弾力的な幅を持たせたような金額を提示することも考えられるといったお話だったかと思います。
　それから、第２回と第３回の間で大きな状況変化等がございましたら、情報提供もいただくということです。
○委員　すみません、そうすると第３回の日にちは、いつ決まりますか。
○契約管財課長　12月に第３回を移すことについては今日のご審議でご了承いただきましたので、次回の第２回の８月31日の会議のときに候補日を皆様にお示ししますので、そこで決めさせていただければと思います。
○会長　よろしいでしょうか。
○委員　はい。了解しました。

（2）令和9年度労働報酬下限額について

○会長　それでは次第の６（２）のほうでございますが、令和９年度労働報酬下限額についてという議題に入りたいと存じます。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○契約管財課長　それでは、資料第４号のほうをご覧ください。

大変申し訳ございません。訂正がございまして、これは令和８年度ではなくて９年度の誤りでございます。大変失礼いたしました。訂正をお願いします。

令和９年度の労働報酬下限額の考え方等ということで、基本的な考え方は変わってはいないのですが、説明をさせていただきます。

まず、大きく二つございまして１点目、工事又は製造の請負契約でございます。

こちらについては、公契約条例の中で、いわゆる農水省、国交省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務費の単価を勘案して考えるとございますので、いわゆる公共工事設計労務単価をベースに引き続き考えることといたします。

（２）の概要でございますけれども、こちらについては、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用するものということで、所定労働時間内８時間当たりの労務単価として設定されております。こちらは毎年２月の終わりに大体設定されて、３月から適用するというのがベースとなっておりまして、直近の令和８年３月から適用されている労務単価は全国全職種単純平均で前年度比4.5％の引上げということで、14年連続の引上げとなっております。

また、全国だけではなく、都道府県単位でも出ていますが、東京都につきましては全職種の単純平均で約3.3％上昇ということで、こちらも今、一般的に言われておりますように賃金の上昇の流れが労務単価にも反映されているところでございます。

こういった中で、（３）東京23区内の工事製造の請負契約に係る労働報酬下限額の設定状況ですけれども、こちらは、別紙２のほうをご覧ください。

１枚お戻りいただきまして、別紙１を先にご説明いたします。失礼いたしました。

これが、いわゆる公共工事設計労務単価で、それと労働報酬下限額ということで東京都の数値でございますけど、一部労務単価が設定されていない項目もございますが、おおむね約50の職種それぞれに、日給ですけれども労務単価が定められておりまして、令和８年度の一番下の網かけにありますように、前年度比、単純平均で103.3％ということで3.3％増となっております。その中で下限額といたしましては、時給に換算しまして、これまで基本的には、９割が原則下限額というふうにしてきているものが別紙１でございます。

別紙２をご覧ください。

これは他区の状況でございますけれども、まず大きく二つに分かれておりまして、熟練労働者・一人親方につきましては、本区を含めまして14の区につきましては、今、別紙１にありました公共工事設計労務単価の９割を想定しております。

なお、世田谷区だけが85％になってございます。

またもう一つ、見習い・手元等及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者につきましては、本区を含め11区が、先ほどの別紙１の３番目にございます軽作業員の労務単価に７割と想定しております。

なお、世田谷区はそれに対して８割、台東区は７割５分ということで、若干11区よりも高めの設定をしている一方で、千代田、新宿については設定していない状況です。

ちなみに、令和８年度も、軽作業員の100分の70だと具体的には1,637円というところでございます。

続きまして、資料第４号にお戻りください。

今度は、工事製造以外の請負契約ですとか主に業務委託、さらには指定管理協定についてでございます。

こちらについては、条例上、まずは地域別最低賃金を踏まえつつ、その他公的機関が定める基準を参酌しながら議論するとなってございます。

最低賃金制度の概要でございますけれども、最低賃金法に基づいて、厚労省に中央最低賃金審議会が置かれて議論をして、ここで出された目安の引上げ額など目安に応じて、今度は都道府県労働局に置かれた地方最低賃金審議会のほうで審議して、最終的には都道府県労働局長が決定するという流れになっております。

本年度の状況ですけれども、（２）の下から５行目のところにありますが、７月28日にまず厚労省にある中央最低賃金審議会において答申がまとめられまして、東京都の引上げ額の目安は54円増で増加後が1,280円です。また本区の指定管理施設があります長野県においては56円増の1,117円と示されたところです。

東京につきましては、今度は地方最低賃金審議会で審議がなされまして、この目安のとおり54円増加して1,280円という答申がなされたところでございます。長野県についても昨日地方の審議会の答申が出されまして、中央の目安のとおり56円増の1,117円と決定されたところでございます。

続きまして（３）ですが、その前に別紙３をご覧ください。別紙３でございますけれども、最低賃金の推移でございます。

約10年余り示しておりますけれども、当初２％台で上がってきたところが2023年辺りから上昇幅が増えまして、本年度は4.4％ということで、東京については、昨年の5.42％よりは下がっておりますが、引き続き４％程度の上昇といったところです。長野県につきましても、今回

5.28％の増となっているところでございます。

次の別紙４をご覧ください。

各区の労働報酬下限額と最低賃金の比較ということで、他区の状況でございます。

令和８年度につきましては、本区は13というところにありますけど1,480円ということで昨年度よりも185円増加しております。

多くの区は、中央値が1,500円というところもありまして、世田谷区、渋谷区、新宿区以外はおおむね1,500円前後でございます。千代田区の1,465円から中野区の1,510円辺りまでに15区中12区が収まっているという状況です。ただ、世田谷区と渋谷区が1,600円を超えておりまして、新宿区も1,573円とちょっと高くなっておりますので、平均としては少し高めに出ております。

過去令和７年度から８年度、あるいは６年度から７年度も最低賃金の上昇は、先ほどの表にございましたように４から５％程度の上昇率でありますが、特別区の労働報酬下限額に限りましては、それぞれ平均値で10％程度上昇しているのが実態としてはございます。

またお戻りいただきまして、先ほどの資料第４号の今度は３ページをご覧ください。

今度は、消費者物価指数など、その他の基準でございます。

消費者物価指数につきましては、2020年、６年前の令和２年を100とした場合に、今年の７月の速報値です。東京都区部の総合指数は平均で112.3となっていますので、まず６年前と比べて12％余り増加して、昨年度の７月と比べても1.6％の上昇となっております。

また、参考までに、長野市についても６年前に比べて14％の増というところです。

また、ハローワークの統計情報でございますけれども、文京区を管轄するハローワーク飯田橋がございまして、こちらの資料を参考に情報を整理いたしますと、令和８年度の６月までの平均と令和７年度平均を比較しますと、賃金上限がおおむね上限も下限もほぼ昨年どおりというふうになっております。賃金上限が1,357円、下限が1,287円となります。

あと、長野の佐久公共職安定所についてですが、八ヶ岳高原学園という宿泊施設がございまして、これは主に文京区立の小中学生がいわゆる移動教室、宿泊行事で活用する施設ですが、学校で活用しないときには一般の方にも宿泊施設としてご利用いただいている施設がありまして、こちらは指定管理者制度を導入しております。そこを管轄する佐久の公共職業安定所におきましては、賃金の上限下限ともに少し増加傾向というところでございます。

今月中に勧告予定の国家公務員の給与水準を決定するための人事院勧告についても、制度のご紹介をしているところです。

また、景気動向指数は先月発表された速報ですと、５月分ですが、３か月連続の上昇となっ

て、基調判断は改善となっているところでございます。詳しくは、また資料第４号の別紙５、６、７をご覧ください。

別紙８をご覧ください。

考えられる算定方法ということで、こちらは基本的には過去２年間と考え方は変えておりませんが、大きく三つございまして、一つは工事又は製造の請負契約でございます。

基本的には公共工事設計労務単価に対して、100分の90を乗じて得た額を１時間当たりの単価に換算した額とします。

また、いわゆる見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者などにつきましては、この「軽作業員」の単価に100分の70を乗じて得た額を１時間当たりの単価に換算した額とするということでございます。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない職種が一部ございまして、「建築ブロック工」については「石工」の単価を用いて算定するというところで、それ以外で単価が設定されていない職種については、今年度の当該職種の労働報酬下限額に、全職種の前年度比を平均した比率を乗じて算定するという考え方でございます。

続きまして、二つ目ですけれども、工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約につきましては、算定方法は昨年度末と同様でございます。

まずは令和８年度の特別区の労働報酬下限額の平均値は1,512円でございますけれども、これと最低賃金との割合ですね、８年度の前半の最低賃金は1,226円でございましたけれども、これで約1.2倍となりまして、これを乗じて出すと一つの目安としては1,579円というふうになりますので、これを基に今後、またいろいろご審議いただければと思っております。

また、指定管理協定につきましては、原則としては２の業務委託などと同様に考えるというふうにしているところでございます。区外に所在する施設の指定管理協定については、昨年度、この少年自然の家八ヶ岳高原学園についても基本的な計算方法についてはご審議、ご議論いただいたところでございまして、今回少年自然の家八ヶ岳高原学園の数値を計算しますと、長野県の最低賃金に東京都の最低賃金1,280円に対する指定管理協定の労働報酬下限1,579円の増加率を掛けて得た額として1,378円というのは、仮で出したものでございます。

なお、この少年自然の家八ヶ岳高原学園につきましては、令和８年度中に指定管理者の選定を行って、９年度から選定された指定管理者による指定管理が始まることを想定しているものでございます。

最後に、参考資料を簡単にご説明いたします。

参考資料第１号ですけれども、今年は中東情勢による影響が大きいところがございましたので、日本商工会議所と東京商工会議所で行ったアンケートの結果の概要などをご紹介しております。調査結果の主なポイントといたしましては、１のところで、やはり中東情勢の緊迫化による影響で、価格上昇の影響が７、８割の企業に出ているところで、特に石油化学製品の供給の停滞・目詰まりの影響は５割以上の企業が影響を受けているところです。

また、その影響の内容としてはやはりコストの負担増加、仕入価格の高騰などがきておりまして、やはり価格転嫁ができていない企業も約半分ぐらいあるというところです。

また、製造業、建設業や宿泊、飲食業などについての影響が多くなっており、企業への対応としては、価格転嫁で対応しているケースと、あと、消費財等の在庫確保とか、燃料等の積増しといった在庫確保の動きが見受けられるところです。

政府に対しては、安定供給の確保とコスト・資金面への支援を要望していくといった結果が出されたところでございます。

また、裏面でございますけれども、石油の統計速報ということで６月分ではございますが、原油動向ということで、特に燃料油の輸入のところです。160万キロリットルで、前年同月比77.1％と、前年を下回っているというところでございます。

また、（２）のナフサ価格がかなり高騰しておりまして、今年の５月ですと、前年に比べ２倍近くになっているというところでございます。

また、建設に係る物価の概要ということで、これ11年前との比較ですが、いずれも約４割程度から５割程度が増加していることが見受けられているものでございます。

また、参考資料２号、３号は条例規則、また昨年度の諮問が４号でついております。

説明は、以上です。

○会長　ありがとうございました。かなり丁寧にご説明をいただきました。いずれも重要な情報だったかなというふうに思います。

それでは、今の説明についてご質問等いただければと思いますが、山内委員と太田委員から意見書をいただいております。いずれも労働報酬下限額についてのご意見ですので、後ほど少し時間を取ってご紹介いただこうかと思いますので、最初に事務局の説明についての質疑を行って、その後両委員からもご意見をいただいている資料に基づいてご意見もいただこうというふうに思っております。

事務局の説明について、いかがでしょうか。

主に必要な情報データのご紹介だったかと思います。様々な賃金関係については上昇をして

いるということ。それから物価の状況なども非常に上昇傾向が見られるということ。それから昨年の前期の審議会でも議論をさせていただきましたが、我々は割と早くまとめてしまいましたが、他区についてはこのような状況だという重要な情報の報告、共有がございました。

何かこの時点でございませんでしょうか。

○委員　先ほどおっしゃっていた複数案に関して、今回最賃をベースにした考え方がお示しいただいたのですが、そのほかの案に関しては、次回の審議でしょうか。

○契約管財課長　まず、今回お示しいたしました1,579円というのがありますが、基本的にはこれをベースに、あるいはこれ以外の様々な資料をベースにご審議いただいて、ご審議の中で1,579円に対して、当然高い、安いと様々なご意見が出ると思いますので、その中である程度、範囲を絞り込んで、いきなり特定の金額にするのではなくて、例えばですけど1,550円から1,600円とか1,600円から1,650円など、第２回で一定整理するという考えでございます。

○委員　はい。ありがとうございます。

○会長　ありがとうございます。そうすると今回は考えられる算定方法の一つを示したといいますか、考え方のたたき台をお示しいただいて、実際には第２回本審議会において、必要に応じて幅を持たせるようなことも考えるということですか。考え方は、令和８年度の下限額の各区平均値を最低賃金で除した比率に、最低賃金改定額を乗じるということを基礎にしてはどうかというご提案だったかと思います。

○委員　先ほど別紙４のところで、各区の状況、過去の状況と引上げ率が最賃10％を超えるような自治体もあったということを伺ったのですが、今回に関しても最賃の上昇率を基準にしていますので、どうしても4.4％という形になるかと思います。恐らく、ほかの区が勘案基準にしているような行政職の一種、二種ですとか、いわゆる高卒初任給のところをベースにしていくと、またこの差が開いて、その分は来年の審議のところでは反映されるのですけど、今年の伸び率のところは、やっぱりほかと差があるので、追いつかない。１年遅れて追いつくけど、そこに最賃の掛け率しかないので、追いつかないという状況が引き続き想定されるかなと思いますけど、そこに関して見解を伺いたい。

○契約管財課長　確かに令和６年度の特別区の人事委員会勧告は、若年層に対する引上げ額が高かったので、令和６年度から７年度に対して、そういった特別区の職員の給料を中心に審議した結果として下限額が上がることは一定理解していますが、７年度の特別区人事委員会勧告は、内容が６年度と少し異なっておりまして、若年層に手厚くというよりは、若年層以外も含めて満遍なく上げるということで、そこまで決して高いものではないので、正直申し上げまし

て、７年度から８年度は、人事委員会勧告を踏まえた内容から見ても、10％上がったことが、理由がまだつかみ切れていない状況です。８年度から９年度の人事委員会勧告もどうなるかは分かりませんが、下限額が勧告ですとか、最賃の状況に対してどこまで上乗せされるのか、上乗せされないのか、というところはまだ読めないところではあります。

○総務部長　今、4.4％ぐらいしか上がらないのではないかといったご意見もありましたが、確かに最賃の伸びはそのぐらいです。ただ、今回、事務局のほうから提案した数字というのは、昨年の文京区の数字からではなくて、いわゆる発射台が特別区の平均値からということで書かれていますから、実際の伸び率はもう少し高いものになるのかなとは思っているところがございます。

また、今回、スケジュールも12月中旬から下旬ぐらいに３回目の開催をさせてもらえないかといったご提案をさせていただきましたけれども、昨年度までの動きですと、やはりほかの区の状況が全く見えない中での結論出しがあったので、人事委員会勧告の妥結状況や他区の状況等も勘案した見直しなどが必要だと聞いているところもございましたので、そういった状況も見ながら、最終的な文京区としての適切な額についてもご議論いただけるような含みを持たせていくつもりではありますので、そういったところで、見直しをしていただきたいと思います。

○委員　もともと去年は平均より32円も低いわけですから、そこから10％以上上がったといってもそれはそれで追いついただけだと思います。ほかの区の状況をやっぱり見ていかないと、なかなか人材確保、品質向上の部分で厳しいかと思いますので、ありがとうございました。

○会長　ありがとうございます。他区との差については前期でも委員も意識をしておりましたが、開けてみると下限額を結構高めに他の区は出しておられるなという感じは委員も思ったところかなというふうには思います。

ただ、部長がおっしゃったように各区平均値からスタートといいますか、そこから最低賃金の上昇率を加味した数字をベースにしてはどうかということですので、過去のことに引きずられないということのご提案かなと思います。

それでは、山内委員と太田委員から意見書を出していただいておりまして、これがいずれも下限額についての意見ということですので、個々のご意見については、その他で扱うということも考えられるのですが、案件が議事の（２）に関するこの審議会の中心課題でございますので、ここでご紹介、ご意見を承ればというふうに思います。

そのような進め方で、他の委員よろしいでしょうか。

それでは、お願いします。

○委員　はい。文京区公契約条例の令和９年度労働報酬下限額に関する意見ということで、意見を述べさせていただいております。

１については、（１）は、15区の平均、2026年の労働報酬下限額の平均値に対して、2027年度の賃上げ予測分を掛けたものが1,579円となっております。4.4％については、その表の下に※１として記載をさせていただいております。

（２）については、特別区人事委員会勧告の、自治体職員の2026年の給与予測額に4.4％を掛けたものをこちらとしていきたいと考えております。

ページをめくっていただいて、２、業務委託契約・指定管理協定の職種別の労働報酬下限額の設定を提案いたしております。足立区ですとか、千代田区に関しては、記載の職種について、労働報酬下限額が設定されております。

給食ですと栄養士さんですとか調理師に関しては、国家資格を持っているということもあり、なかなか最低賃金に近い金額ですと人材の確保がままならないこともあり、表３に定めるような労働報酬下限額、職種に対する労働報酬下限額を設定することが適当ではないかと考えております。

続いて３ページに参ります。３の業務委託及び指定管理の複数年契約における年度ごとの人件費・物価等上昇に応じた発注額の追加支払いと労働報酬下限額の単年度の適用ということで、昨今の賃金の上昇を鑑みると、一定の契約金額のままですと、なかなか事業を遂行していくのがままならないということで、インフレスライドを適用し、毎年度改定する必要があるものと考えております。

４に関しては、先ほど冒頭で説明があったとおり、労働者に対する条例等に関する周知徹底をする必要があるであろうと考えております。

また、（２）に関しては、労働者、使用者双方に対してアンケートを行い実態調査をする必要があると考えております。

以上となります。

○委員　私のほうは、「文京区公契約条例　令和９（2027）年度労働報酬下限額（工事または製造の請負）に関する意見」ということで出させていただきました。

令和６年６月に公布された「第三次・担い手３法」。建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）、それから公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）、これら三つの法律の一体改正というものがありまして、令和６年９月１日、それから12月13日、それから昨年の12月12日と３段階に分けて全面施行されたというものです。

今回の制度改正は、CCUS建設キャリアアップシステムというものがあるのですが、その本格運用以来の大きな転換点と位置づけられており、労務費の基準の策定や材工内訳明示の義務化など、公共発注者・元請・下請の各段階における適正な労務費等の仕組みが大きく見直されました。文京区公契約条例についても、国の制度改正との整合性を図る観点から、下記のとおり意見を申し上げますということです。

まず、一つ目が、法改正とその背景です。（１）で、建設業の担い手不足の深刻化ということがあります。建設業は地域のインフラの整備、メンテナンスの担い手であると同時に、地域経済、雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の担い手」として重要な役割を果たしています。

しかしながら、その担い手をめぐる状況は厳しさを増しているということで、下の①なんですが、高齢化の進行というところです。まず就業人数が97年に685万人いたのですが、おととしには477万人ということでピーク時と比べると、約７割、３割減ってしまっているという状況です。

高齢化も進んでいまして、下から２行目のところですが、約４分の１が60歳以上ということで、若手が建設業で働くのはちょっとなという状況になってしまっていると。

②のところでは、全産業と比べた処遇の低さというところがありまして、建設業の年間平均労働時間が2,018時間で、ほかの産業と比べると62時間多いということになっています。休日についても４週８休以上確保できているのが、公共工事であってもまだ３から４割、民間工事では１割ということで、ますます人が入ってこないという状況がありました。

こうした担い手の減少と処遇の立遅れが続けば、地域社会を支える基盤の維持が困難になることが強く懸念されるということで、次のページになりますが、それを受けての冒頭の「第三次・担い手３法」ということです。技能者の処遇改善を柱とする制度改正が行われ、建設業者・発注者双方に新たな対応が求められていると。

五つ出ていますが、不当に低い請負代金による契約締結の禁止。

通常必要と認められる材料費等を著しく下回る見積り・変更依頼の禁止。これは業者・発注者ともにですね。

それから、入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化で、材工明示は文京区のほうでも始まっているところです。

それから、「労務費に関する基準」とその運用方針。これは、賃金ではなくて、請負代金の中での労務費の部分。先ほどの材工内訳明示のところにある工の部分です。

それから、CCUSレベル別年収。レベル別年収ということで、賃金の目安が示されるようになりまして、２段階、「目標値」と「標準値」。「目標値」というのは各レベルの標本、アンケート等の中での平均値以上、「標準値」というのは下位15％のところ、事実上のこの建設の中での最低賃金といわれるものです。色が入っているところありますが、CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の二つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに標準値を下回る支払条件の利用者については、請負契約において業務費のダンピングのおそれがないか重点的に確認すると。ダンピングの疑いがないかを確認するということになっております。

ここまでが建設を取り巻く情勢です。

２番のところが公契約条例の現在の課題ということで、私のほうで３点挙げさせていただきます。一つが、まず労務費の行き渡りについてということで、発注後、元請から下請、下請から下請の間についてということで、入札制度における材工明示が取り入れられた一方で、賃金の原資となる労務費の行き渡りを担保する仕組みが採用されていない。いわゆる民民契約なので、区のほうでは立ち入れないといわれているところです。

それから（２）のところで、労働報酬下限額、現場従事者の賃金の実効性についてというところです。業務委託ではなくて、重層下請の中で、最終現場従事者に対しても賃金が払われているかどうかというのが、雇用契約書だけでは確認ができないというところがありますので、そこの実効性をどう確保していくか。

三つ目が未熟練工の勘案基準についてということです。労働報酬下限額は職種ごとの公共工事設計労務単価に先ほどの90％の係数を乗じて算出していますが、未熟練工については、実際の作業内容にかかわらず、一律に軽作業員としているという。例えば、大工さんであっても、電気屋さんであっても、水道屋さんであっても、一律軽作業員。作業内容との乖離があり、これは公的な勘案基準として妥当なのかどうかというのは、これまでお話をしていたところです。

その課題を踏まえて、３番です。令和８年度審議会の方向性として、下記４点検討を求めますということです。

まず、先ほどの課題の１番に対比するのですが、労務費の行き渡りの確保です。コミットメント条項（Ａ）の活用ということです。材工内訳明示が制度化されたことを踏まえて、建設工事標準請負契約約款に新設されたコミットメント条項（Ａ）を活用し、落札率だけでなく労務費が元請から一次下請、二次下請以下へと適切に配分・支払われている状況を確認する仕組みの構築を求めます。

公契約条例で連帯責任条項が多くの区で取り入れられているのですけれども、そのあたりを意識して国のほうでも労務費がしっかりと下請まで行き渡るようにということで、こういったコミットメント条項（A）というものを、創設して選択制としたというところです。

下の色がついている部分なのですが、コミットメント条項（A）では、受注者は注文者に対して次のことを約束します。１番が、自社が雇用する技能者に適正な賃金を払う。直接の下請業者に対して、「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費を払う。３番が注文者から求められた場合は誓約書、下請契約書の写しなどを提出し、支払い状況を説明する。４番、さらに、自ら締結する下請、一次から二次、二次から三次にも同様のコミットメント条項を導入すること。この四つを約束しますので、区と元請の間でコミットメント条項（A）が結ばれた場合は、一次、二次、三次とそのままその条項がつながっていくようになるということです。

公共工事について、国や元請のみならず、全ての下請を含む工事実施者に対して、労務費・法定福利費の支払い実態の把握に努めることとしており、公共発注者に対してもコミットメント制度の活用を推奨して、受発注者間での支払状況の「見える化」を新たな商慣行として組み込むことを期待しているとのことです。

ここの出典は次のページですが、国土交通省・中央建設審議会の決定「労務費に関する基準」のところで出ていますので、ご確認いただければと思います。

入札制度において、国は公共工事において元請だけでなく全ての下請を含めた労務費の支払い実態の把握に努めることとしており、公共発注者においてもコミットメント制度の活用を通じ、受発注者間の支払状況の「見える化」が進むことを期待しているということですので、何とか期待に応えていきたいなと思います。

続いて（２）です。賃金・報酬支払い実態の把握です。区としても、賃金報酬支払い実態を主体的に調査・把握する体制の構築を求めます。これは、今年７月22日の衆議院国土交通委員会における法改正の実効性確保に関する質疑のところで、国土交通大臣が情報提供を待つことなく主体的に実態を調査し、課題解決に生かしていくという旨の答弁をしているというところです。

（３）のところでは、今まで労務費の行き渡りと賃金の確認をしたのですが、最後が労働報酬下限額の勘案基準のところです。

①が未熟練工の勘案基準に関する緊急的な対応ということで書かせていただきました。令和８年度の未熟練の労働報酬下限額は職種横断的に公共工事設計労務単価の「軽作業員」の７割とされています。しかし、今回出てきたこのCCUSレベル別年収・関東ブロックの全職種平均、

レベル１の標準値、先ほどの下位15％、いわゆる最低の部分です。１万7,863円ということで、今設定されている金額を26.7％も下回る数字になっています。労働報酬下限額がこのCCUSを26.7％下回っています。「労務費に関する基準」が求める支払段階において、適切な労務費賃金を確保するための取組との整合性に課題があります。このため令和９年度においては、未熟練工の勘案基準について「普通作業員」を採用することを求めます。

その理由として、公共工事設計労務単価の積算資料では、「各職種の補助的業務を主として実施した場合は、作業内容に応じて、普通作業員、軽作業員又はトンネル作業員に分類する」とされています。補助的業務であっても一律に軽作業員へ分類する取扱いとはしていません。

加えて軽作業員は、清掃・片付等の簡易な雑作業を中心とする職種であり、未熟練工が従事する建設作業の補助的業務全般を評価する勘案基準としては十分とは言えません。職種横断的な未熟練の基準としては、「普通作業員」のほうが実態に即しているということです。

令和８年度の「普通作業員」の職種の７割ですと１万8,900円ということですので、先ほどのCCUSの全職種平均を下回ることがないということです。

続きまして、②が職種別・習熟度別の労働報酬下限額の設定に向けた制度設計の整理ということです。第三次・担い手３法及び「労務費に関する基準」では、公共・民間問わず、CCUSレベル別年収の活用による処遇改善が求められる。条例と国制度との整合性を確保する観点から、本来であれば、職種別・習熟度別の労働報酬下限額を検討すべきですが、まずは前項の対応により、基準を下回る状況を解消した上で、並行してレベル別年収を踏まえた制度設計の検討を求めますということです。

ここで大事なのは、公共・民間問わず、未熟練工に関しては職種別のCCUSレベル１になります。各区もそうですけど、公共工事だけ未熟練工に関して、軽作業員ですとか、普通作業員のレベル１ですと、それこそ事務負担が大変です。職種別に、レベル１ならレベル１にしておいたほうが、公共でも民間でもどちらでも使えるので、一番シンプルですし負担がないということになりますので、何とかそこをやっていただきたいなというところです。これに関しても国土交通省の不動産建設経済局長が発言していまして、実効性のある賃上げと、キャリアパスの明確化に向けて、業界全体で事業拡大を進めていくと言っておりますので、ぜひ検討いただければと思います。

繰り返しますと、まずは新年度のところでは、軽作業員に関しては、既に基準を下回っているので、そこは早急に変えていただきたい。その上で、②のところでは、令和10年度に向けて、２年ぐらいかけて議論ができればなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○会長　はい。ありがとうございました。両委員から、意見書に基づくご意見をいただきました。下限額の設定についてのご意見と、それから制度自体の実効性の確保についてのご意見も両委員とも含められていたかなというふうに思います。

それでは、最初に他の委員から質問とか意見をいただいて、それから事務局がどのぐらい加味できるかということ、次回に向けての整理にもなろうかと思いますので、そのような順で意見交換させていただければと思います。

○委員　この労働報酬下限額が働く人全ての収入を押さえるわけではないでしょうし、公契約を会社が受託して、それを働いた人にどう還元されるかというのが、これがそのまま年収ベースに計算されてしまうのは、少し難しいのかな、その年収との割合で、下限額にすぐ当てはめて考えるというのがよく分からないなというのが正直な感想です。

そして、その金額が働いている人にきちんと払われていないのではないかというご疑念があって、きちんとチェックするべきだということをおっしゃっているという理解でよろしいですか。

○委員　建設に関しては、私の意見ではなく、国での議論をそのまま載せていますので、国がそういう認識であるということです。

○委員　公契約で決まっているけど、働いている人たちにきちんと金額がいっているのかということをきちんとチェックしてという国の意向でもあるし、委員としてのこの審議会に対してのご意見だということですね。その辺がどういうふうにここで反映されるのか、２回目も含めて勉強したいと思います。

○委員　追加で質問ですが、今回、材工内訳明示が文京区で始まったということで、工のところですけど公共工事設計労務単価の比較で、割合はどのぐらいで落札されていますか。100％のままで落札されているのですか。

○契約管財課長　今、内訳は明示していただいていますが、入札自体が、あくまでも合計額で、予定価格と比べて下回っているのかどうかの勝負になっていますので、落札結果として、内訳が果たして本当に妥当なのかどうかというところまでの対応は今、やっていないところが現状です。それぞれ内訳がどこまで本当に適正なのかというチェックはまだ十分できていないのが実情です。

○委員　この審議会は労働報酬下限額を決めるところですが、その原資となるのが、公共工事設計労務単価で、やはり一定下げていかないと落札しないというのは、競争入札の仕組みだと思いますので、その中で適切な賃金の支払原資がないと、それこそ事業者が泣くしかないとい

うところになると思います。わざわざ内訳明示というのを始めたわけですから、実効性担保の部分でも確認いただきたいなと思います。

○委員　今、意見書の中で、２ページ目の最初の第三次・担い手３法の全面施行ということで、一番上に、不当に低い請負代金による契約締結の禁止という項が、これは担い手３法の中に書かれているのですけれども、以前から我々業界団体からは、区のほうに、今、最低制限価格制度といって、予定価格を区が定めた額比率、例えば90％を下回ると、自動的に失格する制度がありますが、これが5,000万円までと定められています。これは低い請負金額による請負締結の禁止という意味では、金額にかかわらず本来は、我々の立場からすると、やっていただきたいと思います。その代わりに5,000万円を超えるものに関しては、低入札価格調査制度がありまして、低く入れた事業者を呼んで、本当にこれでできるのかと言って、できますと言うと契約となります。実際、今年も85％ぐらいの予定価格に対して、85％ぐらいの数字で入った業者さんが契約に至っている。今後、もう少し金額ラインを上げていただかないと、スタートでやっぱり低いと下にしわ寄せが行かざるを得ないところがあると思います。

○契約管財課長　今のご指摘に関連して、例えば、低入札価格調査制度の調査基準という基準がありまして、それがもともと予定価格の66％から80％の間で工事ごとにそれぞれ計算式があり、５年度までのルールでしたが、６年度にその見直しをしまして、75％から92％の間でやりましょうということで上げた結果、低入札価格の調査の対象となる工事が、具体的な数字は今すぐ出せないですけど、実感としてはかなり増えたなという印象は持っておりまして、一定、区としてはそういった対応をしてきたところです。

あと、現状としては今、委員からご説明ありましたように5,000万円未満は、最低制限価格制度ということで75％から92％の間で一定の基準額を下回れば即契約は基本的にできないのですが、5,000万円以上ですと調整の結果、一応できるルールになっていますので、１億円以上になると、公契約条例も適用されるということで、そのダンピング防止を受けた上乗せの対応ができるというところですけど、今、これだけいろいろ物価が上昇しておりますので、少額随意契約ができるルールは、見直しをしました。

こういった低入札価格制度等のほかの価格は今のままで本当にいいのかというところは、研究していきたいと思います。委員のご意見としては、5,000万よりは、例えば、幾らぐらいとかという何かイメージはございますか。

○委員　低いダンピングの比率での価格というのは、もうこの法律自体、多分禁止しているので、大きい金額のほうはよりそんなに下げられるわけがないです。逆に5,000万円以下というの

は、積算の考え方によって、実際に本当に低くできるような数字というのが出てくることがあります。5,000万円以下の場合は低入札調査であって、5,000万円を上回る場合には、一発失格のほうが、実情には即しているのではないかというような印象を我々は持っています。

それと、公契約条例のほうで、本来はなかなか85％にするには元請は経費をほとんど見ないとか、そういうふうにしないとならないはずですけど、ダンピングがあった工事に関しては、特に公契約条例のほうで、より詳細な内訳調査をするとか、そういう差別はしていないのでしょうか。

○契約管財課長　公契約条例はいわゆるチェックシート的な報告書が基本になりますので、そちらでの対応と、あとは現場に区の職員がお邪魔する対応、これは少し今年度増やしていますけど、あとは社労士の方にお願いして、毎年４件程度ですけど、大体工事契約三件と委託一件について、事業者さんから出していただいたチェックシートの結果ですとか、書類の結果を踏まえて、専門家の目でご確認いただくような仕組みを取り入れているところでございます。

実効性の強化という課題に関しては、まずはこのそれぞれの取組をさらに充実させていく必要があるかなとは考えております。

○委員　低入札調査で業者さんが呼ばれる段階で、公契約条例上のことを十分にクリアできているかというのは確認しているのでしょうか。

○契約管財課長　そこは、ヒアリングの中でやはり一番確認しているところですが、まずは公契約条例を前提として契約を結んでいるものでございますので、労働報酬下限額については書面で細かく見ていませんが、事業者さんにはきちんと支払っているかどうかの確認をしておりますし、公共工事設計労務単価についても、きちんと認識されているかはヒアリングの中で確認をしております。

○委員　去年の12月から材工別に内訳書を出すようになっていますが、現状ではそれを活用して何かアクションというのはないのですか。

○事務局　そのような内訳を積算する仕組みがシステムとしては東京都を含め、まだできていないはずで、事業者から出してもらったものと区の積算との整合性は正確に確認することはできません。ただし、低入札価格調査とかでは参考にしているという状況です。

○委員　都をはじめ、その辺のソフトが足りない。

○事務局　そうですね。自治体の積算システムがそういう形で対応できるようになれば、自治体側の労務費の積算と事業者から出された労務費の積算を比較して、より細かい確認などができるのではないかと思います。

○会長　戻りまして、お二人の委員の意見について、他の委員から特にございませんでしょうか。事務局のほうから、どのように受け止めることが可能か、お願いいたします。

○契約管財課長　はい。まず山内委員のほうの資料から申し上げます。

１ページ目でお示しいただきました区の1,579円が、まさに本区のちょうど基本的な算出についての考え方と一致しておりました。

２番の職種別の下限額の設定ということで、これはたしか、千葉県の野田市でも分けて設定している例はございまして、ただ、まだ多くの自治体でここまでやっている例のほうがまだ少ない現状があるかと思いますので、細かい詳細な分類をしている取組を、我々も少し先進的な自治体の動きをまずは調べていきたいと思います。

３番目のところもそうですね。４番の実効性のところは今、申し上げたような三つの取組ですので、その案を中心にやっていくところでございます。それらについてもまた、今後、確認をして、検討していきたいと思います。

あと太田委員のほうにつきましては、２ページ目のコミットメント条項ですね。国においても去年の１２月から標準契約約款に新設されていますが、今、区の実態としては、まずは、この公契約条例の適用の範囲にある契約において、このコミットメント条項の趣旨と、公契約条例の趣旨は近いので、実効性の確保について優先的にやれればと思っておりまして、コミットメント条項については、引き続き、他自治体の条項等も確認しながら、次の課題というふうに現時点では考えているところでございます。

また、いわゆる未熟練工の件で、我々のほうで、少し給与相場といいますか、求人の情報を少し調べまして、これは民間のサイトですけれども、東京都の現場求人募集一覧ということで、9,700件余り紹介されているサイトがございまして、いわゆる建設工事の現場で働かれる方の求人ですけれども、もちろん細かいいろんな採用の条件とかいろいろおありでしょうけれども、一つ目安としては、日給の中央値が１万2,487円と。レンジとして、下限が6,250円で上限が２万6,000円というのが日給でありました。

○委員　最賃を割っていますね。

○契約管財課長　6,250円は最賃を割っていますね。実態としてそういうのがあったというところです。そういった意味で時給も一緒で、中央値が1,470円で、レンジだと一番低いのは1,200円ですので、最賃をちょっと割ってしまっていますけど、高いのだと2,025円というのがありました。

また、ハローワーク飯田橋のほうで、件数が少ないですが、建設従事者の方の大工とか配管

工、内装工などの方の賃金上限下限ですけど、例えば、今年の６月ですと時給1,600円で求人しているのがあり、５月だと、これは少し幅がありまして1,300円から1,500円です。高いものだと昨年の10月で2,000円いっているものもあれば、昨年８月で、1,240円から1,709円のところで、これも若干幅はありますけれども、そういった数字は我々のほうでも少し把握しております。

あと、事前に委員からご指摘いただいて調べたところで、やはり週休２日の促進確保ということで、本区でも若干部によって異なりまして、土木部での取組といたしましては、基本的には土木部が発注する工事については、週休２日制（工事）ということで、そういったことを行っているところでございます。施設管理部についても原則はそれでやっているのですけれども、一部、例えば、学校の教育施設の改修工事とかについては、どうしても夏休み中を中心に集中的にやらなきゃいけないといった工事等、週休２日が担保できないものも一部あるということですが、週休２日をかなり意識して対応しているのが現状でございます。

ご説明は以上です。

○会長　はい。ありがとうございました。両委員から、今の考え方についてのコメントがございましたらお願いしたいと思います。

○委員　未熟練工の話ですけど、私の提出した２ページ目、（２）で色が塗ってあるところのCCUSレベル別年収についてはというところで、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングのおそれがないか、重点的に確認することというようなガイドラインが一つ示されていて、職種別の標準値、レベル１の標準値を、現状ですと26.7％下回りますよという状況ですけど、この状況に関しては問題ないというご判断ということでいいのでしょうか。今回ガイドラインで示されたものに対して、26.7％も下回るような下限額が基準となっていますが、これは許容するということでよろしいのでしょうか。

○契約管財課長　現時点では、許容しております。

○会長　大変重要な点だと思います。そういたしましたら第２回目までに、可能な確認をいただければと思います。山内委員のほうからご提案の職種別労働報酬下限額の設定をやっている例はあるということですので、他の自治体の例なども具体的に調べていただいて、何か可能性があるかどうか。それから、太田委員ご指摘の未熟練工の取扱いについて、もう一度ご検討いただいて、次回の審議会において少し議論ができればと思います。

両委員におかれましては、非常に具体的なご意見いただきまして感謝申し上げたいと思います。次回の議論の素材の一つにもしたいということでございます。

それでは、委員のほうから、何か質疑言い残したこと等ございませんでしょうか。そろそろ

閉じなければなりませんが、何かございますか。

○委員　社労士として今、区発注の業者の労働条件のモニタリングというのを行っているのですが、公契約条例に基づくチェックが、労働条件通知書だけだと職種が分からないので、チェックしたくてもできないということで、今支部のほうで、区長に要望をする機会が秋にあるので、その際に、社労士としてはきちんと下限額が守られているかどうかというところの確認をすることによって、周知もできるし、現状の情報収集もできるのではないかということで、秋に区長のほうに担保できるような方法を要望したいと思っております。

以上です。

○会長　はい。重要な情報をいただいてありがとうございます。重要なことだと思います。

次回以降の対応などについて、事務局から事務的な連絡を含めお願いできますでしょうか。

(3)その他について

○契約管財課長　次回は、ご案内のとおり８月31日月曜日、午前10時からこちらの場所で行いますので、よろしくお願いいたします。開催通知については近日中に送付させていただきます。

次回のときに、第３回の12月の日程についてはまた調整させていただきたいと思います。年末のご多忙の中大変恐縮ですけど、調整のご協力よろしくお願いいたします。

なお、本日の配付資料につきましては、次回の会議でも使うこともありますので、お持ちいただけると幸いでございます。よろしくお願いします。

以上です。

７ 閉会

○会長　それでは、第１回審議会はこれをもって終了とさせていただきます。次回は、労働報酬下限額の見込額の仮決定です。見込額を具体的に審議したいと思います。

本日は、議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもって審議会を閉会いたします。ありがとうございました。